

別添 1

令和6年度山形県「ラーメン県そば王国やまがた」電子スタンプラリー企画
運営業務委託 基本仕様書

- 1 業務委託名 令和6年度山形県「ラーメン県そば王国やまがた」電子スタンプラリー企画運営業務
- 2 委託期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的

山形県を代表する食文化かつ重要な観光資源であるラーメン・そばを活用しての、山形県内全域を対象とした電子スタンプラリー企画の実施を通じて、本県のラーメン・そばの魅力を広く情報発信するとともに、デジタルツール（SNS）を活用し、観光客の属性や行動データを収集しながら、本県への観光誘客及び周遊の推進を図る。

4 業務内容

次に掲げる業務について、効果的な連動を図りながら、受注者の責任のもと適切に実施すること。なお、本委託業務の遂行のために必要となる一切の経費負担及び諸手続きは、受注者が行うこと。

(1) 前提条件

- ・ 今回の電子スタンプラリー企画で活用するデジタルツール（SNS）は、山形県が運営するLINE公式アカウント「ラーメン県そば王国やまがたサポーターズクラブ」（以下、「県公式LINE」という。）とする。
- ・ 発注者が別途発注する「デジタル活用観光誘客事業業務」の受託者（以下、「デジタル業務受託者」という。）が県公式LINEへ実装する拡張ツール「Liny」を活用して、電子スタンプラリー企画を実施すること。なお、当該システムツールの主な機能は、以下のとおり。
 - ✓アンケート機能 ✓リッチメニューの設定 ✓チャットボット ✓FAQの掲載
- ・ デジタル業務受託者が行う、電子スタンプラリー参加者の属性及び行動データの収集や、電子スタンプラリー参加者に対するアンケートを実施することを妨げないこと。

(※受注者におけるプライバシーマーク制度の認定の有無は、要件に含めない。)

(2) 電子スタンプラリー企画の概要

県内全域のラーメン・そば店舗を巡る電子スタンプラリーを実施する。

①実施時期・回数

令和6年10月末頃から1か月程度の期間で、1回程度実施する。

②参加店舗数

電子スタンプラリーの参加店舗数は、基本的に 100 店舗程度を最低数とし、受注者側で提案した上で、デジタル業務受託者が提供するシステムツールにおける対応の兼ね合い等を踏まえながら、発注者、受注者、デジタル業務受託者の三者協議により決定する。なお、参加店舗数の決定にあたっては、ラーメン・そば別の店舗数のバランスや、県内 4 地域のバランス等を考慮する。

③電子スタンプラリーの内容

基本的な内容は以下のとおりとし、これに沿った形の具体的な企画内容を提案すること。

- ・ スタンプの種類は、デジタル業務受託者が提供するシステムツールの仕様上、6 種類以内とする。なお、各スタンプをどのような区分・考え方で割り当てるか（例：「ラーメン・そばの別や地域別等の区分により参加店舗すべてにいずれかのスタンプを割り当てる」、「参加店舗のうちいくつかの店舗のみキー地点としてスタンプを割り当てる」、等）については、受託者決定後に、発注者及びデジタル業務受託者と協議の上決定することとする。
- ・ 各店舗に設置するポップ等から二次元コードを読み取ることで、電子スタンプラリーへの参加及びスタンプ取得ができ、スタンプの取得状況は県公式 LINE で確認できる形とする。
- ・ 一定数のスタンプを取得した参加者には、景品等のインセンティブを付与する。

【例】電子スタンプラリーの参加店舗で後日使用できるクーポンを贈呈する。このクーポンを、県公式LINEの画面上で表示させて店舗側へ提示することで、当該店舗からサービスを受けられる。

(3) 実施業務

①特設サイトの開設・運営

電子スタンプラリーの周知広報を目的とした特設サイトを開設し、電子スタンプラリーの開始前及び実施期間中に運営する。本サイトには、電子スタンプラリーの参加方法や参加店舗、電子スタンプラリーのインセンティブに関する情報等を掲載すること。

②参加店舗の募集・取りまとめ、決定

- ・ 山形県麺類飲食生活衛生同業組合や市町村等の協力を通じて、参加店舗を募集するとともに、参加希望店舗から応募を受け付ける。
- ・ 参加店舗については、山形県内に本店があり、かつラーメン・そば店として実店舗を構えてラーメン・そばを提供している店舗であることを条件とする。
- ・ 応募受付時には、基本的に以下の情報を応募店舗に提供させることとする。
 - ✓店名、✓所在地、✓電話番号、✓営業時間、✓定休日、✓駐車場の有無・台数、
 - ✓おすすめのメニュー、✓「おすすめのメニュー」紹介文（概ね 100 字以内（※メニュー価格（税込）を含む）、
 - ✓画像データ 2～3 種（「おすすめのメニュー」の写真、メニュー表の写真、等）

- ・ 参加希望店舗を取りまとめた後、発注者と協議の上、参加店舗を決定する。なお、参加店舗の決定にあたっては、ラーメン・そば別の店舗数のバランスや、県内4地域のバランス等に留意する。

③電子スタンプラリーの実施に必要な物品の作成・発送・管理

- ・ 電子スタンプラリー参加店舗であることを示す掲示物や、参加店舗ごとにスタンプ取得用の二次元コードが載ったポップを作成し、参加店舗への発送、店舗内での設置依頼を行う。
- ・ その他、電子スタンプラリーの実施に必要な物品の作成、発送を行う。
- ・ 上記の各物品の管理を合わせて行うこととする。

④広報の実施

- ・ 電子スタンプラリーの内容周知や参加呼びかけに係る広報媒体を作成する等して、広報を実施する(ただし、発注者が実施するもの及び県公式LINEによる情報発信を除く)。

⑤問合せ対応

- ・ 電子スタンプラリーに関する参加店舗や一般の方からの問合せ・苦情に対応する。なお、県公式LINEのシステム関係については、デジタル業務受託者と連携して対応すること。

⑥インセンティブ対応

- ・ 電子スタンプラリー参加者へのインセンティブの選定、手配、対象者への発送を行う。
- ・ インセンティブの対象者の設定(例:一定の条件を満たすもの全員、抽選により選定、等)についても、受注者が提案し、発注者と協議の上決定する。
- ・ 県公式LINEを活用して、対象者へのインセンティブの付与、もしくはインセンティブ発送等のための個人情報収集を行う場合、デジタル業務受託者が整備する県公式LINEのシステムにおける以下のア・イいずれかの機能を活用することを前提とした内容を提案すること。なお、ア・イ両方のパターンを提案することも妨げない。

ア) 一定数のスタンプ取得者に対してLINE上でアンケートが自動送付され、当該アンケートの回答者へ電子クーポンを付与する。電子クーポンはLINE上で表示させるもので、回数制限の指定が可能(例:1回だけ利用可)。

【クーポン内容の例】

- ・ 県が別途実施するイベントの来場特典(タオル等の記念品、ラーメン1杯無料券)
- ・ 対象のラーメンそば店舗におけるトッピング無料等のサービス

イ) 一定数のスタンプ取得者に対してLINE上でアンケートが自動送付され、当該アンケートの回答者にはLINEから、インセンティブ発送先となる個人情報の入力先リンク(URL)を送付する。(※上記リンク(URL)及び個人情報の入力フォームは、受注者側が用意する。)

【LINEでの案内文のイメージ】

「スタンプラリー達成おめでとうございます。記念品を贈呈しますので、こちらのURLより必要事項を入力の上お申し込みください。」

5 工程管理

イベント実施までのスケジュールを提案すること。

6 成果品の提出

上記4及び5の内容について、実施報告書を作成し提出すること。

7 委託業務遂行にあたっての留意事項

- (1) 受注者は受託契約に基づき、常に発注者と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 作成する広報媒体や物品等については、発注者の確認を得てから校了すること。
- (3) 本業務の実施に係る、発注者・受注者・デジタル業務受託者の役割分担は、別紙のとおりとする。
- (4) この業務に関わる必要経費は原則受注者の負担とし、委託費の範囲内で実施すること。
- (5) 実施にあたり、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。

電子スタンプラリー業務の実施に係る役割分担表

区分	役割
発注者 (山形県)	<ul style="list-style-type: none"> ・電子スタンプラリー業務に関する最終的な意思決定 ・電子スタンプラリー業務に関する基本方針（参加店舗の応募要件、電子スタンプラリーの実施期間等）の決定及び総合調整 ・電子スタンプラリーの実施に関する県ホームページ等での周知広報
受注者	<ul style="list-style-type: none"> ・電子スタンプラリーに参加する店舗の募集、決定等 ・参加店舗で必要となる物品の作成、発送、その他付随する管理業務 ・参加店舗との各種調整 ・電子スタンプラリー参加者及び参加店舗からの各種問合せ対応（県公式LINEのシステム関係については、デジタル業務受託者と連携して対応のこと） ・電子スタンプラリーの運営に必要な特設サイトの開設及び運営 ・電子スタンプラリーに関する周知広報（県が実施するもの及び県公式LINEによる情報発信は除く） ・電子スタンプラリーの参加者へのインセンティブの選定、手配、対象者への発送等
デジタル業務 受託者	<ul style="list-style-type: none"> ・電子スタンプラリー参加者の属性及び行動データの収集 ・電子スタンプラリー参加者に対するアンケートの作成、実施、回収、集約等 ・電子スタンプラリーのシステムに関する参加店舗及び参加者からの問合せ内容への対応（ただし、店舗及び参加者との窓口は上記の受注者が行うものとする） ・県公式LINEによる電子スタンプラリーに関する情報発信